

議案第12号

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、普通診断書等の交付に係る手数料の額を改定するため必要があるからである。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「1,000円」を「1,010円」に改め、同号イ及びウ中「2,000円」を「2,030円」に改め、同号エ中「5,000円」を「5,090円」に改め、同号オ中「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。